

## 【刈羽村】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
刈羽村	結婚・子育て	結婚	結婚新生活支援事業	婚姻届を提出し、婚姻後2年以上市内に居住する意志がある世帯に対して、住居・引越にかかる費用を補助します（婚姻届提出期間制限あり、所得制限あり：夫婦合計所得500万円未満）。 ■補助金額：夫婦ともに29歳以下の場合は最大60万円、左記以外の場合は最大30万円	産業政策課	0257-45-3913
刈羽村	結婚・子育て	結婚	「ハートマッチにいがた」登録料助成事業	新潟県婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」への登録料を助成。 20代は全額、30歳以上は2分の1	産業政策課	0257-45-3913
刈羽村	結婚・子育て	妊娠・出産	不妊・不育治療費の助成	タイミング療法、人工授精、薬物療法⇒1会計年度につき100,000円 体外受精、顕微授精、男性不妊治療⇒30歳以上43歳未満 150,000円（1回）、43歳以上45歳未満 100,000円（1回） 不育治療⇒100,000円（1回）、20代は自己負担額全額助成	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦医療費助成	妊産婦の医療費の一部を助成 通院：自己負担分-530円の半額を助成 入院：自己負担分-1,200円の半額を助成 調剤：自己負担分の半額を助成 ※対象期間は妊娠届をした月の翌月の初日から出産（流産又は死産の場合を含む。）した月の翌月末日まで。	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	妊娠・出産	妊婦等歯科検診	妊産婦の歯科健診費用の一部助成、夫も対象 上限4,730円/人	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	妊娠・出産	妊婦健康診査助成	妊婦健康診査の一部助成。14回分の受診票を交付。	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	妊娠・出産	産婦健康診査助成	産婦健康診査の一部助成。5,000円相当の健診を2回助成。	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	妊娠・出産	乳児健康診査助成	乳児健康診査の一部助成。上限6,390円の健診を2回助成。	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	子育て	妊婦のための支援給付金（伴走型応援支援）	安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない「伴走型相談支援」と「妊婦のための支援給付金」による経済支援を一体的におこなう。 ・妊婦支援給付金（妊娠届出時）：5万円 ・妊婦支援給付金（妊娠8か月前後以降）：1人につき5万円	教育委員会 福祉保健課	0257-45-3933 0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	子育て	子育て支援センター「おひさまるーむ」	子育て中の親子の交流促進、子育てに関する相談・援助等を行います。	子育て支援センター（教育委員会）	0257-45-3933
刈羽村	結婚・子育て	子育て	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭への訪問により、育児等に関する様々な相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行います。	福祉保健課 子育て支援センター（教育委員会）	0257-45-3916 0257-45-3933
刈羽村	結婚・子育て	子育て	新生児聴覚検査費用助成	新生児の聴覚検査費用の一部助成。助成額5,000円	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	子育て	フッ化物歯面塗布助成	フッ化物歯面塗布の助成。1歳6か月時健診後-小学校入学までを対象（保育園でフッ化物洗口実施者除く） 1回あたり自己負担1,000円として、2回まで	福祉保健課	0257-45-3916

## 【刈羽村（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
刈羽村	結婚・子育て	子育て	子ども医療費助成	子ども医療費の一部助成。0～18歳（高卒まで）を対象 通院：自己負担分-530円助成 入院：自己負担分-1,200円助成 調剤：自己負担分助成	福祉保健課	0257-45-3916
刈羽村	結婚・子育て	子育て	チャイルドシート補助金	チャイルドシートの購入及びレンタルに対する補助金。6歳未満の乳幼児を対象 1回あたり上限20,000円として、3回まで	総務課	0257-45-3912
刈羽村	パンフレット等	-	「STYLE KARIWA」	刈羽村へのU・Iターンを検討される方向けのガイドブックです。村の紹介や、子育て情報、各種イベントなどを紹介しています。	産業政策課	0257-45-3913
刈羽村	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	産業政策課	0257-45-3913